



そうや。なんでテロ等準備罪がいるんか、政府はちゃんと説明できない。刑法の学者の先生も、テロ等準備罪なんかなくても問題もないし、そんな法律できたら危険やって言つてはる。

## 共謀罪できたら、どんなことになるんやろ。

相談(共謀)段階で取り締まろうと思たら、そこら中に監視の目を光らさなかん。つまり、電話やメールが日常的にチェックされるといふことや。そうなると、自由におしゃべりしたりメールしたりすることもできひん。そんな世の中でもええんやるか? 共謀罪を作ることの方が、テロ対策よりずっと怖いんちゃうかあ。

共謀罪が「テロ等準備罪」に名前を変えて、やっぱりこわいんですねえ。

そうやねん。政府は耳障りにいゝことばかり言ってるけど、ほんまに危険や。だから、こんな法案、アカン。絶対通したらアカン。

## ちょっと詳しい解説のページ

### 解説1

日本の刑法では、内乱予備・陰謀罪、外患に関する予備・陰謀罪、私刑予備・凶器準備集合罪などが既に定められており、新たな立法をしなくとも、予備・陰謀段階からの規制が可能となっています。

また、テロ対策を含む特別法規について、爆発物取締罰則、化学兵器、サリン、航空機の強取、統砲刀剣類所持等取締法など、未遂以前の共謀や予備の段階からの処罰が可能となっています。

さらに、いわゆるテロ資金提供処罰法が制定され、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとすると武器を購入するために資金を集めたり、そのような者を援助する目的で資金を提供したりする行為だけでなく、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行をする目的で「土地、建物、物品、役務」を提供した場合も処罰の対象とされています。処罰対象者は、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に直接利益を提供する協力者だけではなく、そのような者を間接的に支援する協力者も含まれています。

2017年1月27日に書き換えられましたが、これまで外務省のHPでは、「国連その他の国際機関では、これまでに13本のテロ防止関連諸条約が作成され、(中略)我が国は、2015年8月現在、下記の13条約の締結を完了しました。」と記載され、日本はテロ対策の国際条約を全て締結し、対応していると説明していました。

### 解説2

日本の刑法では、内乱予備・陰謀罪、外患に関する予備・陰謀罪、私刑予備・凶器準備集合罪などが既に定められており、新たに立法をしなくとも、予備・陰謀段階からの規制が可能となっています。

また、テロ対策を含む特別法規について、爆発物取締罰則、化学兵器、サリン、航空機の強取、統砲刀剣類所持等取締法など、未遂以前の共謀や予備の段階からの処罰が可能となっています。

さらに、いわゆるテロ資金提供処罰法が制定され、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとすると武器を購入するために資金を集めたり、そのような者を援助する目的で資金を提供したりする行為だけでなく、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行をする目的で「土地、建物、物品、役務」を提供した場合も処罰の対象とされています。処罰対象者は、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に直接利益を提供する協力者だけではなく、そのような者を間接的に支援する協力者も含まれています。

2017年1月27日に書き換えられましたが、これまで外務省のHPでは、「国連その他の国際機関では、これまでに13本のテロ防止関連諸条約が作成され、(中略)我が国は、2015年8月現在、下記の13条約の締結を完了しました。」と記載され、日本はテロ対策の国際条約を全て締結し、対応していると説明していました。

解説3 政府は、国会で、現行法上適確に対処できないと考えられるテロ事件として、「テロ組織が複数の飛行機を乗っ取って高層ビルに突撃させるテロを計画した上、例えば、搭乗予定の航空機の航空券を予約した場合」を挙げています。しかし、航空機の強取等の処罰に関する法律では、予備行為も処罰対象としており、同法の解説本では、ハイジャック目的での航空券の購入や空港へ向かう行為自体が予備行為に該当し、処罰の対象となるとされています。

さらに、政府は、「テロ組織が殺傷能力の高い化学薬品を製造し、これを用いて同時多発的に一般市民の大量殺人を行うことを計画した上、例えば、殺傷能力の高い化学薬品の原料の一部を入手した場合」も現行法で対処できないと説明していますが、この事案は、殺人罪の予備行為として、現行法で処罰可能と考えられます。

解説4 政府がいう条約は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(略称「国連越境組織犯罪防止条約」)、パリモ条約(「TOC条約」)のことですが、これはマフィア対策の条約で、経済的利益を追求する国際的な組織犯罪を防止することを目的としています。したがって、そもそもテロ対策を目的とはしていません。解説2で説明したとおり、外務省の以前のHPでは、「国連その他の国際機関では、これまで13本のテロ防止関連諸条約が作成されました」と記載していましたが、そこにはTOC条約は含まれていません。

また、同条約では、長期4年以上の懲役刑・禁固刑に該当する罪を「重大な犯罪」として処罰するように求めていますが、共謀罪を新設すると、新たに676もの犯罪が、共謀罪の対象になるとされています。政府は、これまで、TOC条約どおりに共謀罪を新設する必要があると答弁してきましたが、最近の報道では、300ぐらいの犯罪にまで減らすと言われています。そうすると、「条約の締結には共謀罪が必要だ」と説明してきた政府の答弁が、根拠のなかったことになります。

もう一度よく考えよう!

「テロ等準備罪」=「共謀罪」は本当に必要か、よく考える必要があります。ちょっと立ち止まって、この法案のことを考えてみませんか?

日弁連、全国弁護士会の共謀罪に対する考え方や取組みについては、「日弁連は共謀罪に反対します」ホームページをご覧ください。  
詳しくはこちらまで  
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/compliency.html>



大阪弁護士会では、共謀罪について学習をしたい団体・グループ・学校・自治体などに弁護士の講師を派遣しています(無料)。  
弁護士と一緒に共謀罪を学んでみませんか?  
まずはお気軽にお問合せください

